

船舶事故調査（コンテナ船 CONTSHIP UNO 貨物船いずみ丸衝突）について
（経過報告）

令和6年7月25日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和5年8月24日、和歌山県日ノ御埼北西方沖の紀伊水道において発生した船舶事故（コンテナ船 CONTSHIP UNO 貨物船いずみ丸衝突）について、令和5年8月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

令和5年8月24日23時29分ごろ、和歌山県日ノ御埼北西方沖の紀伊水道において、コンテナ船^{コントシップ} UNO（総トン数9,940トン）（以下「A船」という。）と貨物船いずみ丸（総トン数499トン）（以下「B船」という。）とが衝突した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和5年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに、船体調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

A船は、船長ほか17人が乗り組み、コンテナ14,340tを積載して阪神港大阪区を出港し、台湾基隆港^{キールン}に向けて南進中、また、B船は、船長ほか4人が乗り組み、スクラップ約1,115tを積載して千葉港葛南区を出港し、岡山県水島港に向けて北西進中、令和5年8月24日23時29分ごろ、和歌山県日ノ御埼北西方沖の紀伊水道において、両船が衝突し、B船が転覆した。

B船は、乗組員1人が死亡し、1人が行方不明となり、3人がA船に救助されたが重傷を負った。A船は、船首部に破口等を生じたが負傷者はいなかった。B船は、転覆した状態で漂流していたところ、26日、沈没した。



A 船



B船（本事故前）



航行経路図

(2) 死傷者

A船：なし

B船：死亡1人、行方不明1人、負傷3人

(3) 船舶の損傷等

A船：船首部の破口等

B船：沈没

(4) 気象・海象等

本事故当時、天気は晴れ、風向は南東、風力3、海上は平穏、視界は良好であった。

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえ、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。